

参考資料

令和4年第3回三豊市議会臨時会
提出議案(条例関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第53号関係 (専決処分の承認を求めることについて(三豊市税条例の一部改正))	2
・議案第54号関係 (専決処分の承認を求めることについて(三豊市国民健康保険税条例の一部改正))	5

- は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 20 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 22 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。**
- 24 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。**

25 略

26 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2~8 略

9 法附則第15条の9第9項の**熱損失防止改修等住宅**又は同条第10項の**熱損失防止改修等専有部分**について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する**熱損失防止改修工事等**が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) **熱損失防止改修工事等**が完了した年月日

(5) **熱損失防止改修工事等**に要した費用及び令附則第12

は、2分の1とする。

- 7 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 14 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 20 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 22 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 略

24 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2~8 略

9 法附則第15条の9第9項の**熱損失防止改修住宅**又は同条第10項の**熱損失防止改修専有部分**について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する**熱損失防止改修工事**が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) **熱損失防止改修工事**が完了した年月日

(5) **熱損失防止改修工事**に要した費用及び令附則第12

条第31項に規定する補助金等

- (6) **熱損失防止改修工事等**が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する**特定熱損失防止改修等住宅**又は同条第5項に規定する**特定熱損失防止改修等住宅専有部分**について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する**熱損失防止改修工事等**が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) **熱損失防止改修工事等**が完了した年月日

(5) **熱損失防止改修工事等**に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) **熱損失防止改修工事等**が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(**商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5**)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2~5 略

条第31項に規定する補助金等

- (6) **熱損失防止改修工事**が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する**特定熱損失防止改修住宅**又は同条第5項に規定する**特定熱損失防止改修住宅専有部分**について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する**熱損失防止改修工事**が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) **熱損失防止改修工事**が完了した年月日

(5) **熱損失防止改修工事**に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) **熱損失防止改修工事**が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5_____を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2~5 略

【議案第54号関係】

三豊市国民健康保険税条例(平成18年三豊市条例第69号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合においては、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同項中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合においては、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>